

鳥取中部ふるさと広域連合郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量等業務（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務のことをいう。）、物品等の売買、修理及び役務の提供等（以下「建設工事等」という。）について、入札・契約制度の透明性の確保、入札事務の効率化、入札参加者の公正な競争の促進及び移動コストの低減等を図ることを目的として、入札書を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付して行う入札を執行（以下「郵便入札」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札は、一般競争入札及び指名競争入札により発注される建設工事等のうち、予定価格を事前公表したものを対象に実施するものとする。

(郵便入札による旨の公告等)

第3条 郵便入札により入札を執行しようとするときは、一般競争入札にあつては公告、又は指名競争入札にあつては指名通知（以下「公告等」という。）にその旨を記載するものとする。

(見積期間)

第4条 郵便入札に参加する者（以下「郵便入札参加者」）の見積期間は、公告等の日の翌日から、開札日の1日前までとする。ただし、その日が広域連合の休日を定める条例（平成10年連合条例第3号）第2条第1項に規定する広域連合の休日（以下「連合の休日」）に当たるときは、その前日とする。

2 見積もりに必要な期間の設定については、広域連合財務規則（平成10年連合規則第15号）及び広域連合建設工事執行規則（平成10年連合規則第14号）の例によるものとする。

(入札書等の提出方法)

第5条 郵便入札参加者は公告等で要請した書類（以下「入札書等」という。）を広域連合が別に示す方法により作成し、郵便等により送付するものとする。

2 入札書等の提出期限は、原則として開札日の1日前とする。ただし、その日が連合の休日に当たるときは、その前日とする。

3 郵便入札参加者は、入札担当課の承諾を得て入札書を持参することができる。その場合は、入札担当課の指示に従い持参することとする。

(入札書等の受理及び管理等)

第6条 入札担当課の課長は、到達した入札書等が同封された外封筒を開封し、当該入札書等の確認を行い、次条の規定に該当する場合を除き、受理するものとする。

2 入札書等を受理したときは、速やかに、郵便入札参加者に対し入札書等受理通知書（様式第1号）を、ファクシミリにより通知するものとする。ただし、入札書を持参する郵便入札参加者には、入札書受領に当たり入札書等受理通知書（様式第1号）を交付するものとする。

3 受理した入札書等は、入札の執行まで、金庫等で確実な方法により保管しなければならない。

4 入札書が在中する封筒は、いかなる理由があつても開札日時まで開封しないものとする。

5 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回等は一切認めないものとする。

(入札書等の不受理)

第7条 入札担当課の課長は、到達した入札書等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、不受理とするものとする。

- (1) 公告等に示す提出期限までに到達しなかった場合
 - (2) 入札書等の一部が同封されていない場合
 - (3) 郵便等以外の方法により入札書等が提出された場合
- 2 入札書等を不受理とした際は、速やかに、郵便入札参加者に対し入札書等不受理通知書(様式第2号)を、ファクシミリにより通知するものとする。
- 3 不受理とした入札書等は、入札書等不受理通知書を添えて、当該郵便入札参加者に返送するものとする。
- 4 郵便入札参加者は、いかなる理由があっても、広域連合に対し当該不受理について異議申し立て等を行うことができない。

(入札の中止等)

第8条 入札担当課の課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を中止又は延期(以下「中止等」という。)することができる。

- (1) 談合等の不正な行為が発生した場合
 - (2) 郵便等において、事故又は交通遮断等が発生した場合
 - (3) その他特別な事情により、当該入札を中止等することが適当と認められる場合
- 2 当該入札を中止等とした際は、速やかに、郵便入札参加者に対し入札(中止・延期)通知書(様式第3号)を、ファクシミリにより通知するものとする。
- 3 中止等となった当該入札に係る入札書等は、入札(中止・延期)通知書を添えて、郵便入札参加者に返送するものとする。ただし、談合等の不正な行為の発生により入札を中止等とした場合は、当該入札書等を入札担当課にて一時的に預かり、保管するものとする。

(郵便入札参加者等の開札立会)

第9条 郵便入札参加者等の開札立会については、次の各号によるものとする。

- (1) 郵便入札参加者は、郵便入札の開札に立会することができる。
- (2) 郵便入札参加者は、開札立会に関する一切の権限を代理人に委任することができる。その場合、代理人は必要事項を記載した郵便入札開札立会委任状を開札会場に持参するものとする。
- (3) 開札日時に入札会場に郵便入札参加者の参集がない場合であっても、入札執行者は、入札を執行するものとする。
- (4) 入札担当課の課長は郵便入札参加者の他に、入札担当課以外の課の職員1名を立ち合わせるものとする。
- (5) 郵便入札参加者の開札立会に係る移動等の費用は、郵便入札参加者の負担とする。

(くじによる落札者等の決定方法)

第10条 郵便入札の開札の結果、落札等となるべき価格と同一価格の入札をした者(以下、この条において「当該入札者」という。)が複数あった場合のくじによる落札者等の決定方法については、次の各号によるものとする。

- (1) 当該入札者が開札立会者(代理人を含む。以下同じ。)として参集している場合は、その者にくじを引かせる。この場合において開札立会者は、当該くじ引きを辞退することができない。
- (2) 前号のくじ引きを辞退した者は、当該入札に関し不誠実な行為を行った者として取り扱う。
- (3) 当該入札者が開札立会者として参集していない場合は、前条第4項に定める入札担当課以外の課の職員が代わってくじを引くことができるものとする。

(落札結果)

第 11 条 入札担当課の課長は、郵便入札の落札者が決定した場合、入札書等を受理した郵便入札参加者に対して、入札結果を記載した書類をファクシミリにより送信するものとする。

2 前項の書類は入札担当課において閲覧に供することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に郵便入札について公告し又は指名通知を発していた場合の執行手続等については、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に郵便入札について公告し又は指名通知を発していた場合の執行手続等については、なお従前の例によることができる。

附 則

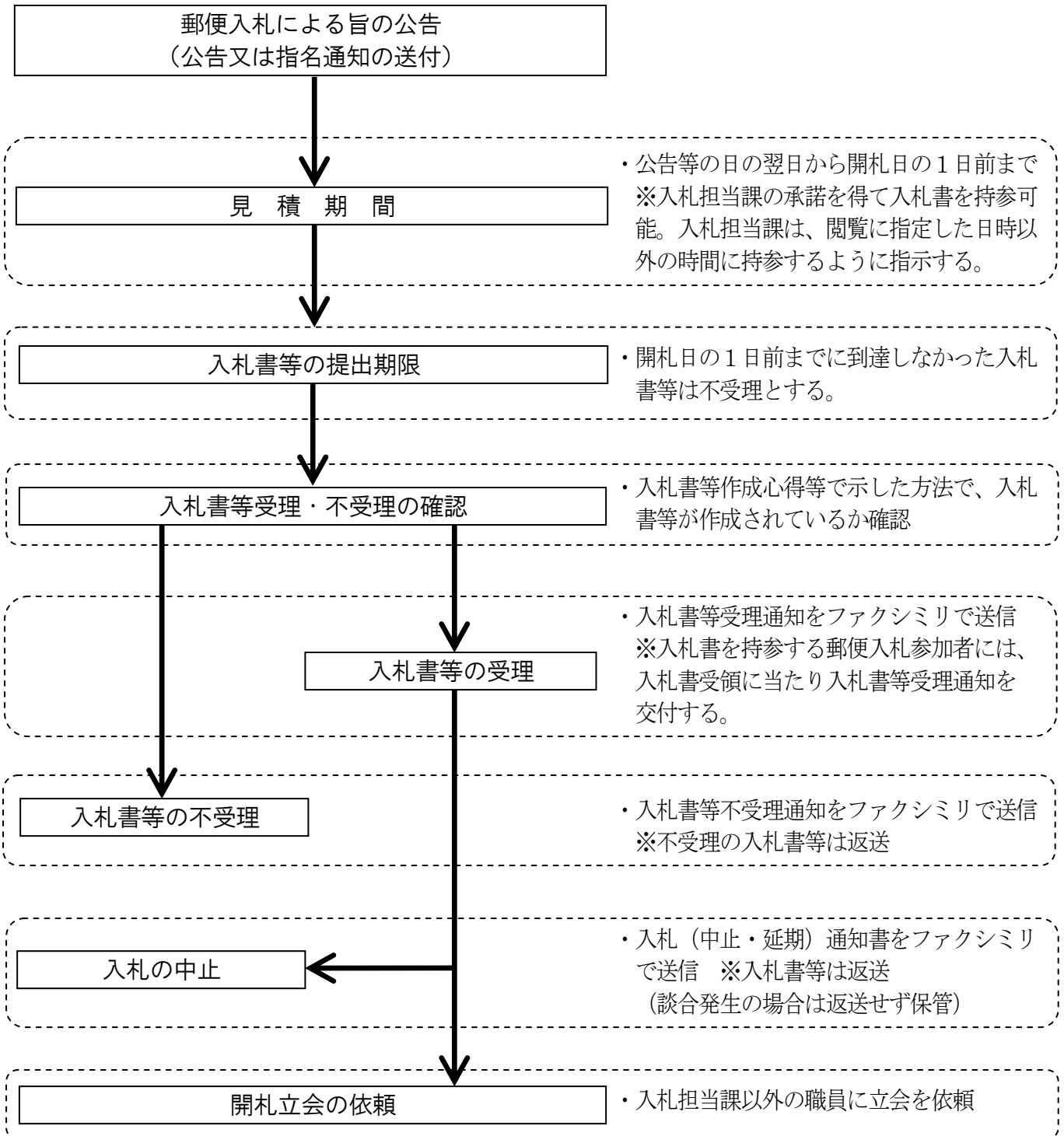
(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に郵便入札について公告し又は指名通知を発していた場合の執行手続等については、なお従前の例によることができる。

郵便入札実施要領 手続フロー



(様式第1号)

平成 年 月 日
(事務連絡)

入札書等受理通知書

郵便入札参加者 様

入札担当課名
入札担当課長名
(公印省略)

貴社の提出された入札書等を受理したので通知します。

工事、業務又は物品名	
工事、業務又は納入場所	
郵便入札開札日時	

(様式第2号)

平成 年 月 日
(事務連絡)

入札書等不受理通知書

郵便入札参加者 様

入札担当課名
入札担当課長名
(公印省略)

貴社の提出された入札書等は、次の理由により不受理としたので通知します。

工事、業務又は物品名	
工事、業務又は納入場所	
郵便入札開札日時	
不受理理由	(1) 公告等に示す提出期限までに到達しなかった場合 (2) 入札書等の一部が同封されていない場合 (3) 入札担当課の承諾なしに郵便等以外の方法により入札書等が提出された場合等の理由を記載すること
付記	1 不受理とした入札書等は、返送いたします。 2 郵便入札参加者は、いかなる理由があっても、当該不受理について広域連合に対し異議申し立て等を行うことができません。

(様式第3号)

平成 年 月 日
(事務連絡)

入札（中止・延期）通知書

郵便入札参加者 様

入札担当課名
入札担当課長名
(公印省略)

次の入札は、（中止・延期）としたので通知します。

工事、業務又は物品名	
工事、業務又は納入場所	
郵便入札開札日時	
入札（中止・延期）理由	(1) 指名競争入札において、到達した入札書等のうち、受理した入札書等が2社に満たない場合 (2) 談合等の不正な行為の発生より入札を中止等とした場合 (3) 郵便等において、事故又は交通遮断等が発生した場合 (4) その他の事情により入札を中止等とした場合 等の理由を記載すること
付記	1 入札書等は、返送いたします。 2 貴社の入札書等を担当課にて一時的に預かり保管いたします。 ※ 2については、談合等の不正な行為の発生により入札が中止等となった場合に付記する。

(様式第4号)

郵便入札開札立会委任状

入札担当課名
入札担当課長名 宛

平成 年 月 日

開札立会者 名称又は商号
(郵便入札参加者) 代表者名 印

私は、次の者を代理人と定め、次の郵便入札の開札立会に関する一切の権限を委任します。

工事、業務又は物品名	
郵便入札開札日時	
代理人氏名	印

※ 郵便入札開札会場には本書及びご参集くださる方の認印をご持参ください。